訓練日について

訓練日について

（１）訓練すべき日 ※日割計算の分母に使用

設定した訓練期間ごとに、教育訓練機関が定める休日（以下参照）を差し引いた日数。

「教育訓練機関が定める休日」とは、原則として次の休日とする。

イ　日曜日、国民の祝日（振替え休日を含む）

ロ　定期的な休校日（週１日程度、月５日まで）

ハ　お盆等に係る夏季の休校日（８月１３日から１５日まで　振替え日を含む）

二　年末年始に係る休校日（１２月２９日から１月３日まで。１月１日は祝日）

ホ　創立記念日に係る休校日等

（２）訓練設定日

訓練すべき日のうち、訓練終了日までに訓練を設定した日。

（３）訓練実施日（訓練を行った日）

教育訓練機関が実際に訓練を実施した日。

（４）訓練受講日

当該受講生が実際に訓練を受講した日。

訓練時間について

（１）訓練設定時間（あらかじめ定められた訓練時間）

訓練を設定した時間。

（２）訓練実施時間（訓練を行った時間）

教育訓練機関が実際に訓練を実施した時間。

（３）訓練受講時間

当該受講生が実際に訓練を受講した時間。